

○石岡市旭台会館規則

平成18年8月31日

規則第45号

石岡市旭台会館規則（平成17年石岡市規則第27号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、石岡市旭台会館条例（平成18年石岡市条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用許可の申請）

第2条 条例第7条第1項の規定により石岡市旭台会館（以下「旭台会館」という。）の施設の使用の許可を受けようとする者は、使用しようとする日の前60日（その日が条例第6条第1項第2号に規定する休日に当たるときは、その翌日）から使用しようとする日までの期間に旭台会館使用許可申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。

（使用許可書の交付）

第3条 指定管理者は、旭台会館の施設の使用を許可したときは、旭台会館使用許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を申請者に交付するものとする。ただし、指定管理者が適当と認める者については、許可書の交付を省略することができる。

（利用料金の減免）

第4条 条例第13条の規定する利用料金の減免を受けようとする者は、旭台会館利用料金減免申請書（様式第3号）を指定管理者に提出しなければならない。

（利用料金の返還）

第5条 条例第14条ただし書の規定により利用料金を返還する場合は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 使用者が使用開始前10日までに使用を取り消し、又は変更を求める申請をし、指定管理者がこれを認めるとき。
- (2) その他指定管理者が特別の事由があると認めるとき。

（使用取消し又は変更申請）

第6条 使用者は、旭台会館の使用の許可を取り消そうとするとき、又は使用内容を変更しようとするときは、遅滞なく、旭台会館使用取消・変更申請書（様式第4号）を第3条の規定により交付された許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の旭台会館使用取消・変更申請書の提出された場合において、正当な理由があると認めるときは、当該使用許可の取消し又は変更を承認するものとする。

(使用の制限)

第7条 指定管理者は、条例第8条の規定に基づき、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用を中止させるときは、旭台会館使用許可変更・取消・中止通知書（様式第5号）を使用者に交付する。

(使用者の遵守事項)

第8条 使用者は、旭台会館の使用に当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 旭台会館の施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、直ちに係員に届け出るとともに、係員の指示を受けなければならない。
- (2) 旭台会館では、所定の場所以外での飲食及び喫煙をしてはならない。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、係員が指示する事項

(協定)

第9条 指定管理者は、市長と旭台会館の管理に関する協定を締結するものとする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前の石岡市旭台会館規則（平成17年石岡市規則第27号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第2条関係)

旭台会館使用許可申請書

年 月 日

指定管理者 あて

申請者 住 所
団 体 名
代表者氏名
申請者氏名
電 話 番 号

次のとおり、使用したいので申請します。

使用する目的		使用する 人 数	人
使用する日時	年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで	・午前 ・夜間	・午後 ・全日
使用する施設	1 多目的ホール 2 視聴覚室(全) 3 視聴覚室(1) 4 視聴覚室(2) 5 和室 6 会議室(地下) 7 会議室(1階) 8 会議室(2階)	附 属 備 設	1 拡声装置一式 2 ビデオ装置一式 3 16mmスライド・ 映写装置
利 用 料 金	施設利用料金	円	備考
	附属設備利用料金	円	
	合 計	円	
			使用条件

※ 太枠の中だけ記入してください。

様式第2号(第3条関係)

旭台会館使用許可書

第 号
年 月 日

様

指定管理者 印

次のとおり、使用することを許可する。

使用する目的		使用する 人 数	人
使用する日時	年 月 日() 時 分から 年 月 日() 時 分まで	・午前 ・夜間	・午後 ・全日
使用する施設	1 多目的ホール 2 視聴覚室(全) 3 視聴覚室(1) 4 視聴覚室(2) 5 和室 6 会議室(地下) 7 会議室(1階) 8 会議室(2階)	附 属 設 備	1 拡声装置一式 2 ビデオ装置一式 3 16mmスライド・ 映写装置
利用料金	施設利用料金	円	備考
	附属設備利用料金	円	
	合 計	円	
	上記正に領収しました。 年 月 日 取扱者	使用条件	

様式第3号(第4条関係)

旭台会館利用料金減免申請書

年 月 日

指定管理者 あて

申請者 住 所
団 体 名
代 表 者 氏 名
申 請 者 氏 名
電 話 番 号

次のとおり、旭台会館の利用料金を減額(免除)くださるよう申請します。

使用する目的			使用する人数	人
使用する日時	年 月 日() 年 月 日()	時 分 時 分まで	・午前 ・夜間	・午後 ・全日
使用する施設	1 多目的ホール 3 視聴覚室(1) 5 和室 7 会議室(1階)	2 視聴覚室(全) 4 視聴覚室(2) 6 会議室(地下) 8 会議室(2階)	附属設備	1 拡声装置一式 2 ビデオ装置一式 3 16mmスライド・映写装置
減額(免除)を受けようとする理由				
その他				
上記承認する。(承認しない。)				
年 月 日				
指定管理者				印

様式第4号(第6条関係)

旭台会館使用取消・変更申請書

年 月 日

指定管理者 あて

住 所
団 体 名
代表者氏名

次のとおり旭台会館の使用の取消・変更を承認されるよう申請します。

既 に 受 け た 許 可 の 内 容	使用許可日時	自 年 月 日 分		至 年 月 日 分	
	使用許可を受けた施設名				
	使用者住所氏名				
	使用目的				
	利用料金				
取消・変更の理由					
変 更 事 項	変 更 前		変 更 後		
更正利用料金	円	既納利用料金	円	差額	円
上記承認する。(承認しない。)					
年 月 日					
指定管理者					印

様式第5号(第6条関係)

旭台会館使用許可変更・取消・中止通知書

年 月 日

様

指定管理者 印

年 月 日付け許可した旭台会館使用については、次により取消したから
(中止するよう)(変更するよう)通知します。

交 付 し た 許 可 書	使用許可	年 月 日
	使用変更・取消許可	年 月 日
内 容		
根 拠	石岡市旭台会館条例第8条第 号	
理 由		
変 更 事 項	変更前	変更後
利 用 料 金	既納利用料金	円
	更正利用料金	円
	差 額	円
備 考		

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第4条関係)

様式第4号 (第6条関係)

様式第5号 (第6条関係)